

別紙 4

とりあえずの調査結果、以下のとおり。

1. 主要国の公海上の外国籍船における外国人による自国民を被害者とする殺人罪類似の事案に対する刑事管轄権の有無
(ただし、「有」の国には一定の場合に限るものもある)

米国	有
フランス	有
イタリア	有
カナダ	有
英国	無
オランダ	原則無
韓国	原則有

2. 主要な我が国への船員供給国の国内法における殺人罪等の重犯罪に関する国外犯規定の有無

フィリピン	無
ヴェトナム	有
中国	有
ミャンマー	無
インドネシア	有